

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

事業番号	公	1
------	---	---

(事業単位ごとに作成してください。)

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	定款第2条(目的)、第3条(事業)に明記。
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
20	当財団は、全国の証券取引所や日本証券業協会、日本証券経済研究所、日本証券アナリスト協会等の公益性を有する証券関連諸団体を助成対象先とし、それらが実施する事業等のうち、当財団が目的とする投資者の保護および資本市場の健全な育成、発展の促進に適う公益性の高い事業や諸活動に対し資金助成を実施しており、別表20号の事業に該当する。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))			
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分		(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	1. 事業目的 当財団は、その資産を有価証券等に運用することにより果実を取得し、その果実をもって、公益性を有する証券関連諸団体が実施する公益性の高い事業や諸活動を資金面から助成することにより、有価証券に対する投資者の保護および資本市場の健全な育成、発展を促し、もって、わが国の自由、公正かつ円滑な経済活動の維持・拡大と国民生活の安定向上に資することを目的としている。 2. 事業の合目的性 ア. 受益の機会の公開 当財団の助成対象先は、前述のとおり、全国の証券取引所や日本証券業協会、日本証券経済研究所、日本証券アナリスト協会等、資本市場の円滑な運営、健全性の維持、発展等を目的とする公益性の高い諸団体である上、助成事業対象についても、これら諸団体の行う事業等のうち、投資者保護のための諸活動や、証券取引や市場等に関する教育研修、知識普及・啓蒙活動、調査研究、公的なインフラシステムの構築等不特定多数の者を対象とする公益性の高い事業に限定しており、これらを通じて助成の受益の機会は広く一般に開かれている。 イ. 受益の質を確保するための方策、および ウ. 審査・選考の公正性の確保 審査・選考の過程は以下のとおりであり、これを通じて、受益の質および審査・選考の公正性の確保に努めている。 (1) 当財団が行う助成の対象は、定款の定めるところにより、公益性を有する組織が行う、投資者保護のための諸活動、証券市場に関する調査研究、証券取引・証券市場に関する知識の普及、教育研修・啓蒙活動、公益目的に資する業務遂行のための機械化等のインフラ整備等、当法人の目的である「有価証券に対する投資者の保護および証券市場の育成等公益目的に資する諸活動の助成を通じて、資本市場の健全な発展に寄与する」ために必要とされる事業であり、この基準に従って公正な審査・選考を行い、対象事業を厳選している。 (2) そのために、例年秋口に、業界を代表する公的な団体であり、自主規制機関である日本証券業協会と、証券市場の改革に係る課題や問題点および投資者保護に係る事業等、業界全体に係るテーマについて事前協議し、問題認識のすり合わせを行っている。 (2-2) 日本証券業協会は、金融商品取引法上の認可金融商品取引業協会(平成19年金商法施行以前は証券取引法上の認可法人)であり、協会員である証券会社等の行う有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、金融商品取引業の健全な発展を図り、もって投資者の保護に資することを目的としている。 同協会は、行政サイドや証券各社と連携を取りながら業界全体に係る問題を企画・検討しており、同協会と問題認識のすり合わせを行うことで、当財団の目的に沿った公正かつ公益に資する確かな助成事業の大枠を、資本市場全体の大局的な立場から集約していくことが可能になる。ここで、日本証券業協会の位置付けを明確にする観点から、我が国の金融法制の変遷およびその中の自主規制機関の役割について若干敷衍しておきたい。 従来の我が国の金融法制は、業法中心の枠組みの下で、各関係業法により業態別に縦割りで規制される体系となっていた。証券業務についてみると、証券取引法の下、業者に対する行為規制や健全性規制等を行い、当局による監督、是正措置を通じて、投資者保護を達成する仕組みとなっていた。 その後の金融自由化や規制緩和の進展に対応して、平成8年から13年にかけて日本版ビッグバンとしての金融・証券の大改革が行われ、消費者契約法、金融商品販売法の制定(平成13年実施)など、「業者行政から消費者、預金者、投資者行政への転換」が実施された。 これにより、「証券取引に伴うトラブル」について举证責任が顧客から業者に移転され、各団体の協会内の紛争処理機能の充実、強化(例えば、平成22年5団体からなるFINMACの設立)が図られた。 以上のような、「業者行政から利用者行政への転換」に伴い、従来、当局が担っていた役割が大幅に業界団体等に移管され、証券界の場合、金融商品取引法上の認可団体である日本証券業協会が自主規制機関として、証券業界が抱える問題、課題について、主としてその対応、処理に当たることとなったものである。 (2-3) こうした中で、当局からの要請を受けて業界が取り組んでいる事業中、当財団が日本証券業協会とのすり合わせを踏まえて実施している助成対象の事例をみると、平成14年の金融庁「証券市場の改革促進プログラム」に沿ったインフラ整備事業等が中核となっているが、この観点から、a.「貯蓄から投資への転換」のための投資啓蒙活動(助成対象先:日証協、エイブリス、各取引所)、b.「自主規制機能及び市場監視体制の整備」に向けた事業としてコンプライアンスWAN(全国の証券会社と取引所及び当局を専用回線によるネットワークで結び、売買審査のための市場監視情報を電子的、一元的に処理するシステム)の構築(全取引所)、c.「デリバティブ商品等の管理」のための取扱業者間の自主規制機関である第二種業協会の設立(日証協)、d.リーマンショック後の金融危機への対応の一環として「デリバティブ取引の決済、清算制度のインフラ整備」いわゆるCDS取引等の決済制度の構築(東証)等がある。 (3) 審査の過程に戻ると、上記の日本証券業協会とのすり合わせを踏まえて、11月上旬に理事長と次年度助成方針を協議し、助成事業の大枠と、収支見直しを踏まえた助成事業の予算総枠について了承を得る。 (4) 上記(3)の次年度助成方針を前提に、各助成先の団体に対し助成対象事業計画の準備を行うよう連絡する。 (5) 年明け頃から2月にかけて助成対象先ごとに事業計画の説明を受け、次年度の助成方針に合った事業であるかどうかを、日本証券業協会とすり合わせた助成事業の大枠の中の位置付けや、公共性、投資者保護の観点等からチェックした後、助成事業計画案を策定する。 (6) この際、各団体への助成額の規模については、当該事業の所要資金総額の3～5割以下を目途とし、プロジェクトの優先度合いや予算総枠の中でのバランスを考慮しながら予算配分を考慮する。 (7) ちなみに、当財団で審査・選考に当たる担当者は、証券市場指導監督の経験者であり、上記(5)の観点から、助成対象先に対し、例えば日本証券業協会と更に調整して事業内容の整合性と見直しを図るべきではないかなど、厳しく指導・助言を行っており、当然のことながら各団体の利益誘導につながるような案件は厳に排除するなど、公正な審査・選考を徹底している。 (8) 以上の作業を経て、3月上旬に事業計画案を理事長に諮り、確定した案を同月下旬の理事会、評議員会に付議し、審議、承認を得る。 なお、理事会、評議員会のメンバーには、他の公益団体の代表者のほか、証券業界の各団体や証券会社の代表ないし元代表が少なくないが、いずれも団体ないし証券会社の利益代表としてではなく、その他の学識経験者等とともに、当財団の目的とする公益性の観点から助成事業の公正な審議に当たっている。 (9) 決定した事業計画については、各助成先の事業遂行の都合を勘案して助成金の支払時期を定めているが、資金の支払いに当たっては、その都度支払証憑を徴求するなど、計画に沿った事業の実施状況を確認している。 (10) また、助成した事業の成果については、毎年定期的にあるいは随時、助成対象先からヒヤリングを実施しているほか、調査研究等に関する出版物等も提示を受けるなど、フォローアップを履行している。 加えて、助成対象先の団体や事業内容については、「公益法人共同サイト」の事業報告等の中で公開しており、透明性の確保にも努めている。	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。